

# 參考資料

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）  
〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 訪問介護

    <中略>

    <中略>

第三章 訪問入浴介護

    <中略>

    <中略>

第四章 運営に関する基準（第八一条～第三十九条）

第五章 訪問入浴介護

    <中略>

    <中略>

第六章 基本方針（第四十四条）

第七章 人員に関する基準（第四十五条～第四十六条）

第八章 設備に関する基準（第四十七条）

第九章 運営に関する基準（第四十八条～第五十四条）

第十章 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十五条～第五十八条）

第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（定義）

**第二条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八一条第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第二項に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービス等の事業の一般原則）

- 第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2** 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

〇介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜粋）  
〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号〕

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 訪問介護

    <中略>

    <中略>

第三章 訪問入浴介護

    <中略>

    <中略>

第四章 運営の基準（第九条～第四十二条）

第五章 訪問入浴介護

    <中略>

    <中略>

第六章 基本方針（第四十八条）

第七章 人員の基準（第四十九条～第五十条）

第八章 設備の基準（第五十一条）

第九章 運営の基準（第五十二条～第五十九条）

第十章 基準該当居宅サービスの基準（第六十条～第六十三条）

第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 三 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービス等の事業の一般原則）

- 第三条** 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2** 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

**(指定居宅サービス事業者の指定の要件)**

**第四条** 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならず、ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）診療所（同条第二十一項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第二条第十項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

**第二章 訪問介護**

<中略>

**第四節 運営の基準**

**(内容及び手續の説明及び同意)**

**第九条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

**2** 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の間覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

**6** 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

**(提供拒否の禁止)**

**第十条** 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

**第二章 訪問介護**

<中略>

**第四節 運営に関する基準**

**(内容及び手續の説明及び同意)**

**第八条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の間覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

**6** 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**(提供拒否の禁止)**

**第九条** 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。



<p><b>第十八条</b> 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p><b>第十九条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p><b>第二十条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>	<p><b>第二十一条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p><b>第二十二条</b> 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p><b>第二十三条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p><b>第二十四条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の体制を定めておかなければならない。</p>	<p><b>第二十五条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	<p><b>第二十六条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p><b>第二十七条</b> 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>	<p><b>第二十八条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p><b>第二十九条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p><b>第三十条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p><b>第十七条</b> 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p><b>第十八条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p><b>第十九条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>	<p><b>第二十条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p><b>第二十一条</b> 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p><b>第二十二条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	<p><b>第二十三条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の体制を定めておかなければならない。</p>	<p><b>第二十四条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	<p><b>第二十五条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p><b>第二十六条</b> 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p><b>第二十七条</b> 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p>	<p><b>第二十八条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p><b>第二十九条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

**(身分を証する書類の携行)**

**(サービスの提供の記録)**

<中略>

**(保険給付の請求のための証明書の交付)**

<中略>

**(利用者に関する市町村への通知)**

<中略>

**(勤務体制の確保等)**

**(衛生管理等)**

**(掲示)**

**(秘密保持等)**

**第三十三条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**務** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

**(広告)**

**第三十四条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

**(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)**

**第三十五条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**(苦情処理)**

**第三十六条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保健法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

**(地域との連携)**

**第三十六条の二** 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

**(事故発生時の対応)**

**第三十七条** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

**(秘密保持等)**

**第三十五条** 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

**務** 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

**(広告)**

**第三十六条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

**(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)**

**第三十七条** 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

**(苦情処理)**

**第三十八条** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**4** 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

**5** 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保健法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

**6** 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

**(地域との連携)**

**第三十九条** 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

**(事故発生時の対応)**

**第四十条** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

**2** 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

**3** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## (会計の区分)

**第三十八條** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

## <中略>

### 第三章 訪問入浴介護

#### 第一節 基本方針

##### (基本方針)

**第四十四条** 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

**第四十五条** 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たたる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 二 介護職員 二以上

**3** 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する指定介護予防事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指入浴介護の事業をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加えて、介護職員を一人置くことによつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

##### (管理者)

**第四十六条** 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。

#### 第三節 設備に関する基準

##### (設備及び備品等)

**第四十七条** 指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**2** 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことによつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

## (会計の区分)

**第四十一条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

## <中略>

### 第三章 訪問入浴介護

#### 第一節 基本方針

##### (基本方針)

**第四十八条** 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

#### 第二節 人員の基準

##### (従業者の員数)

**第四十九条** 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たたる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 二 介護職員 二以上

**3** 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定する指定介護予防事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指入浴介護の事業をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことに加えて、介護職員を一人置くことによつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるとする。

##### (管理者)

**第五十条** 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるとする。

#### 第三節 設備の基準

##### (設備及び備品等)

**第五十一条** 指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**2** 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五十一条第一項に規定する設備の基準を満たすことによつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営の基準

##### (利用料等の受領)

**第四十八条** 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者が受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

**4** 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

**第四十九条** 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

**2** 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

**第五十条** 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすくするように説明を行う。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

#### (緊急時等の対応)

**第五十一条** 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (管理者の真務)

**第五十二条** 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、指定訪問入浴介護事業者の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**2** 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業者の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

**第五十二条** 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者が受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

**4** 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

**第五十三条** 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

**2** 指定訪問入浴介護事業者は、その提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

**第五十四条** 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすくするように説明を行うこと。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

**2** 指定訪問入浴介護事業者は、必要に応じ、利用者が必要後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

#### (緊急時等の対応)

**第五十五条** 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (管理者の真務)

**第五十六条** 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、指定訪問入浴介護事業者の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**2** 指定訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業者の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

### (運営規程)

**第五十三条** 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たった際の留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

### (記録の整備)

**第五十三条の二** 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### (準用)

**第五十四条** 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

### (従業者の員数)

**第五十五条** 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 二以上
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第五十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

**第五十六条** 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### (設備及び備品等)

### (運営規程)

**第五十七条** 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たった際の留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

### (記録の整備)

**第五十八条** 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
  - 一 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 二 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録
  - 三 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
  - 四 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### (準用)

**第五十九条** 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條及び第三十二條から第四十一条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第三十二条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第五節 基準該当居宅サービスの基準

### (従業者の員数)

**第六十条** 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 二以上
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第五十一条第一項の基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第六十条第一項に規定する人員の基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

**第六十一条** 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### (設備及び備品等)

**第五十七条** 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**2** 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定介護予防サービス等基準第六十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**(準用)**

**第五十八条** 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第六項を除く。）、第三十六条の二から第三十八条まで及び第六項及び第七項並びに前節（第五十四条及び第五十五条を除く。）、の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該訪問介護」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

<後略>

**第六十二条** 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**2** 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合には、指定介護予防サービス等基準第六十二条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**(準用)**

**第六十三条** 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十二条から第三十七条まで、第三十八条及び第六項を除く。）、第三十九条から第四十一条まで及び第四十八条並びに前節（第五十二条及び第五十三条を除く。）、の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第五十七条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

<後略>

<p>〇介護保険法に基づき指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（抜粋） 〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号〕</p>	<p>〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋） 〔平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕</p>
<p><b>目次</b></p> <p><b>第一章 総則（第一条～第四条）</b></p> <p><b>第二章 介護予防訪問介護</b></p> <p>    <b>第四節 運営に関する基準（第九条～第三十九条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p><b>第三章 介護予防訪問入浴介護</b></p> <p>    <b>第一節 基本方針（第四十八条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p>    <b>第二節 人員に関する基準（第四十九条～第五十条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p>    <b>第三節 設備に関する基準（第五十一条）</b></p> <p>    <b>第四節 運営に関する基準（第五十二条～第五十七条）</b></p> <p>    <b>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第五十八条～第五十九条）</b></p> <p>    <b>第六節 基準該当介護予防サービスの基準（第六十条～第六十三条）</b></p> <p><b>第一章 総則</b></p> <p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第一条</b> この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号並びに第二百五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第十五条の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービスの指定の要件を定めるものとする。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p><b>第二条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>三 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法をいう。</p> <p><b>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</b></p>	<p><b>目次</b></p> <p><b>第一章 総則（第一条～第三条）</b></p> <p><b>第二章 介護予防訪問介護</b></p> <p>    <b>第四節 運営に関する基準（第八条～第三十七条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p><b>第三章 介護予防訪問入浴介護</b></p> <p>    <b>第一節 基本方針（第四十六条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p>    <b>第二節 人員に関する基準（第四十七条～第四十八条）</b> &lt;中略&gt;</p> <p>    <b>第三節 設備に関する基準（第四十九条）</b></p> <p>    <b>第四節 運営に関する基準（第五十条～第五十五条）</b></p> <p>    <b>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十六条～第五十七条）</b></p> <p>    <b>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第五十八条～第六十一条）</b></p> <p><b>第一章 総則</b></p> <p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第一条</b> 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p><b>第二条</b> この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算する方法をいう。</p> <p><b>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</b></p>

**第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第二章 介護予防訪問介護

＜中略＞

### 第四節 運営に関する基準

#### （内容及び手続の説明及び同意）

**第八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

**第三条** 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**2** 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

**第四条** 指定介護予防サービスの事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五（第一項の病院をいう。以下同じ。）、以下同じ。）、診療所（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五（第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五（第一項の病院をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和十五年法律第四十五号）第二十条第一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防訪問介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

## 第二章 介護予防訪問介護

＜中略＞

### 第四節 運営の基準

#### （内容及び手続の説明及び同意）

**第九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

**3** 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

**4** 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

**5** 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式



**第十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けること等により、介護予防サービス費の支給を受けることその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

#### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びび二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

#### (介護予防サービス計画等の変更の援助)

**第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### (身分を証する書類の携行)

**第十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

**第十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第二十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

#### (利用者に関する市町村への通知)

**第二十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいづれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進せたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

#### (勤務体制の確保等)

**第二十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できよう、指定介護予防訪問介護事業者ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第一号ハ及び二の計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けること等により、介護予防サービス費の支給を受けることその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

#### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

#### (介護予防サービス計画等の変更の援助)

**第十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### (身分を証する書類の携行)

**第十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

**第二十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

**第二十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

#### (利用者に関する市町村への通知)

**第二十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいづれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進せたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

#### (勤務体制の確保等)

**第二十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できよう、指定介護予防訪問介護事業者ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

**2** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

<p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p> <p><b>4</b> 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p><b>第三十条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p><b>第三十一条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p><b>第三十二条</b> 指定介護予防訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(広告)</p> <p><b>第三十三条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p><b>第三十四条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>(苦情処理)</p> <p><b>第三十五条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p><b>4</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p><b>5</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p><b>6</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
---	---	---	--	---	--

<p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><b>第二十九条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>(掲示)</p> <p><b>第三十条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条の規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p><b>第三十一条</b> 指定介護予防訪問介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(広告)</p> <p><b>第三十二条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p><b>第三十三条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>(苦情処理)</p> <p><b>第三十四条</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>2</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p><b>3</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p><b>4</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p><b>5</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p><b>6</b> 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
--	--	--	---	--

#### (地域との連携)

**第三十四条の二** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

**第三十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

### <中略>

## 第三章 介護予防訪問入浴介護

### 第一節 基本方針

**第四十六条** 指定介護予防サーパービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、居室における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業員の員数)

**第四十七条** 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たたる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は次のとおりとする。

- 1 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 2 介護職員 一以上

3 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
4 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サーパービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サーパービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サーパービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことによつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

**第四十八条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす。

### 第三節 設備に関する基準

#### (地域との連携)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (事故発生時の対応)

**第三十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

**第三十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

### <中略>

## 第三章 介護予防訪問入浴介護

### 第一節 基本方針

**第四十八条** 指定介護予防サーパービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、居室における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第二節 人員の基準

#### (従業員の員数)

**第四十九条** 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たたる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 1 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上
- 2 介護職員 一以上

3 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。  
4 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サーパービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サーパービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サーパービス等基準第四十九条第一項及び第二項に規定する人員の基準を満たすことによつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

**第五十条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす。

### 第三節 設備の基準

**第四十九条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**第五十条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

**第五十条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

**4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (緊急時等の対応)

**第五十一条** 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

##### (管理者の責務)

**第五十二条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者がこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

##### (運営規程)

**第五十三条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たったる留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 その他運営に関する重要事項

##### (記録の整備)

**第五十一条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五十一条第一項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営の基準

##### (利用料等の受領)

**第五十二条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

**3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

**4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

##### (緊急時等の対応)

**第五十三条** 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

##### (管理者の責務)

**第五十四条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者がこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

##### (運営規程)

**第五十五条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たったる留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 その他運営に関する重要事項

##### (記録の整備)

**第五十四条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第十九条第三項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 一次条において準用する第二十条第二項に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 一次条において準用する第二十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 一次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第五十五条** 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十八条から第三十六条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第五十三条」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

**第五十六条** 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

**第五十七条** 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うものとする。
- 三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

**第五十六条** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 一次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 一次条において準用する第三十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 四 一次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

**第五十七条** 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條及び第二十九條から第三十八條までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九條第一項及び第三十一條中「第二十七條」とあるのは「第五十五条」と、第三十條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

## 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

**第五十八条** 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

**第五十九条** 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行うこと。
- 三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

**2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

## 第六節 基準該当介護予防サービスの基準

## 第六節 基準該当介護予防サービスの基準



各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長  
(公 印 省 略)

**介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び  
指定介護予防サービス等の基準等について**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

**記**

**1 本県独自基準以外の基準についての運用**

2 に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

**2 本県独自基準についての運用**

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

## 第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）

又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

## 第二 介護サービス

### 1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する

等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

~~~~~ (中略) ~~~~~

## 2 訪問入浴介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第五十三条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第五十四条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第五十八条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

- (4) 準用  
(指定居宅サービス等条例第五十九条)  
準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。
- (5) 基準該当訪問入浴介護  
(指定居宅サービス等条例第六十三条)  
準用の規定により、(1)から(3)まで並びに1の(1)及び(4)を参照すること。

~~~~~ (中略) ~~~~~

### 第三 介護予防サービス

#### 1 介護予防訪問介護

- (1) 内容及び手続の説明及び同意  
(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)  
準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。
- (2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修  
(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)  
従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。  
事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限  
(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)  
各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。  
完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。  
事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。  
なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。  
基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (4) 基本取扱方針に規定する質の評価  
(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)  
提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家

族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

~~~~~ (中略) ~~~~~

## 2 介護予防訪問入浴介護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第五十六条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第五十八条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第五十九条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

(4) 準用

(指定介護予防サービス等条例第五十七条)

準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

(5) 基準該当介護予防訪問入浴介護

(指定介護予防サービス等条例第六十三条)

準用の規定により、(1)から(3)まで並びに1の(1)及び(2)を参照すること。

~~~~~ (後略) ~~~~~

| 確認事項   | 項目 | 適 | 否 | 【介護報酬(介護) 参照】 記録簿<br>【赤P61、P984】 |
|--|----|---|---|----------------------------------|
| <b>第1 基本方針</b>   |    |   |   |                                  |
| <p><b>【訪問入浴介護】</b> → 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下、「居宅条例」）第48条</p> <p>* 訪問入浴介護の事業運営の方針は、「要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p><b>【介護予防訪問入浴介護】</b> → 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（以下、「予防条例」）第48条</p> <p>* 介護予防訪問入浴介護の事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。」という基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>* 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p> |    |   |   |                                  |
| <b>第2 人員に関する基準</b>   |    |   |   |                                  |
| <p><b>1 従業者の員数</b> → 居宅条例第49条 予防条例第49条</p> <p>(1) ①看護師又は准看護師 1以上か。<br/>②介護職員 2以上か。</p> <p>(2) 上記①②の従業者のうち1人以上は常勤か。<br/>※訪問入浴介護のサービスを提供し、なお、人員に余力がある場合に限り、同一の事業者によつて当該事業所に併設される事業所の職務（その職務が常勤専従でない場合に限る。）に従事した勤務時間を加えても差し支えない。（岡山県の取扱い）</p> <p>(3) 介護予防サービスの場合は、介護職員1以上か。</p>   |    |   |   |                                  |
| <p><b>2 管理者</b> → 居宅条例第50条 予防条例第50条</p> <p>* 専らその職務に従事する常勤の管理者か。<br/>ただし、管理上支障がない場合は、①又は②との兼務可。<br/>①当該事業所のその他の職務（訪問入浴介護従業者）<br/>②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務<br/>＝管理業務とする。兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。<br/>※兼務不可の例<br/>＝訪問入浴管理者と通所介護介護職員（専従）<br/>＝訪問入浴管理者と入所施設看護職員（専従）<br/>＝他の法令で「専任」を求められている職</p>   |    |   |   |                                  |

# 平成25年度

## 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

(平成25年4月版)

### (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日( )

点検担当者：

| 確認事項  | 項目  | 確認   | 項目  | 確認                   | 項目                             | 確認 |
|---|---|--|---|----------------------|--------------------------------|----|
| <b>第3 設備に関する基準</b><br>→ 居宅条例第51条 予防条例第51条       | <p>(1) 専用の (若しくは、間仕切り又は特定された) 区画があるか。<br/>・ 以下の適切なスペースが確保されているか。<br/>①事務室 (他の事業と同一の事務室であっても可) 又は区画<br/>②利用申込の受付・相談等に対応するに適切なスペース<br/>③浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース</p> <p>・ 浴槽等の設備及び備品等が備えられているか。<br/>①浴槽 (身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)<br/>②車両 (浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)</p> <p>・ 手指を洗浄するための設備等感染予防に必要な設備があるか。<br/>①浴槽等の消毒設備<br/>②手指洗浄設備<br/>③消毒液</p> | <p>【赤P.63、P.985】</p> <p>・ 平面図</p> <p>・ 設備、備品台帳</p> | <p>【赤P.63、P.985】</p> <p>→ 【県解職通知 第二-2-(4) 第二-1-1-(1) 準用 第三-2-(4) 第三-1-1-(1) 準用】</p> <p>・ 重要事項説明書<br/>・ 同意に関する書類<br/>・ 利用申込書<br/>・ 運営規程<br/>・ 勤務表</p>                                      | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ 利用者に関する記録 (フェイシースート等)</p> |    |
| <b>第4 運営に関する基準</b>                              | <p><b>1 内容及び手続の説明及び同意</b><br/>→ 居宅条例第9条 予防条例第9条 準用</p> <p>(1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。<br/>・ <u>当該同意は書面によって確認されているか。</u></p> <p>・ 重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏れはないか。<br/>※重要事項最低必要項目<br/>①運営規程の概要<br/>②従業者の勤務体制<br/>③事故発生時の対応<br/>④苦情処理の体制 【関連27(1)】</p>   | <p>【赤P.63～、P.985～】</p>                             | <p>→ 居宅条例第14条 準用<br/>* サービス担当者会議等 (本人や家族との面談) を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p>   | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p>       |    |
| <b>2 提供拒否の禁止</b><br>→ 居宅条例第10条 予防条例第10条 準用      | <p>* 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。<br/>※正当な理由の例<br/>①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。<br/>②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。<br/>③適切な訪問入浴介護を提供することが困難である。</p> <p>* 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>   | <p>【赤P.63、P.985】</p>                               | <p>→ 居宅条例第15条 準用<br/>→ 居宅条例第16条 準用<br/>→ 居宅条例第17条 準用<br/>* サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ 情報提供の記録<br/>・ 指導の記録</p>   |    |
| <b>3 サービス提供困難時の対応</b><br>→ 居宅条例第11条 予防条例第11条 準用 | <p>* 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介を行っているか。</p>   | <p>【赤P.63、P.985】</p>                               | <p>→ 居宅条例第14条 準用<br/>* サービス担当者会議等 (本人や家族との面談) を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p>   | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p>       |    |

| 確認事項   | 項目   | 確認                   | 項目  | 確認                   | 項目                       | 確認 |
|--|--|----------------------|---|----------------------|--------------------------|----|
| <b>4 受給資格等の確認</b><br>→ 居宅条例第12条 予防条例第12条 準用      | <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。<br/>①被保険者資格<br/>②要介護認定等の有無<br/>③要介護認定等の有効期間<br/>・ 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。<br/>(サービス事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)</p> <p>(2) 認定審査会意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p> | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第13条 準用<br/>→ 居宅条例第14条 準用<br/>→ 居宅条例第15条 準用<br/>→ 居宅条例第16条 準用<br/>→ 居宅条例第17条 準用<br/>* サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p> | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |
| <b>5 要介護認定等の申請に係る援助</b><br>→ 居宅条例第13条 準用         | <p>(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。<br/>※必要な援助=既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、申請を促すこと。</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間の終了する60日前から、遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。</p>                                     | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第14条 準用<br/>* サービス担当者会議等 (本人や家族との面談) を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p>   | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |
| <b>6 心身の状況等の把握</b><br>→ 居宅条例第14条 準用              | <p>* サービス担当者会議等 (本人や家族との面談) を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況の把握に努めているか。</p>  | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第15条 準用<br/>→ 居宅条例第16条 準用<br/>→ 居宅条例第17条 準用<br/>* サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>                                     | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |
| <b>7 居宅介護支援事業者等との連携</b><br>→ 居宅条例第15条 準用         | <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>  | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第16条 準用<br/>→ 居宅条例第17条 準用<br/>* サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>   | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |
| <b>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b><br>→ 居宅条例第16条 準用 | <p>[法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合]<br/>* 法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。<br/>※受けるための要件<br/>①居宅介護支援事業者が居宅サービス計画の作成を依頼することとあらかじめ市町村に届け出て、<br/>②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。</p>  | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第17条 準用<br/>* 居宅サービス計画に沿った訪問入浴介護を提供しているか。</p>  | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |
| <b>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b><br>→ 居宅条例第17条 準用    | <p>* 居宅サービス計画に沿った訪問入浴介護を提供しているか。</p>   | <p>【赤P.63、P.985】</p> | <p>→ 居宅条例第18条 準用<br/>* サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。<br/>(2) サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者その他サービス提供者との連携を図っているか。</p>   | <p>【詳細の欄に添付し、確認】</p> | <p>・ サービス担当者会議の要点の記録</p> |    |

| 確認事項   | 項目 | 確認 | 項目 | 確認 | 確認事項   | 項目 | 確認 | 項目 | 確認 |   |   |
|--|----|----|----|----|--|----|----|----|----|---|---|
| 10 居室サービス計画等の変更の援助<br>→ 居室条例第18条 予防条例第18条 準用<br>〔居室サービス計画の変更を希望する場合〕<br>* 居室介護支援事業者への連絡を行っているか。<br>* 法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内で居室サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。                              | 適  | 否  | 適  | 否  | 15 訪問入浴介護の基本取扱方針<br>→ 居室条例第53条 予防条例第58条<br>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。<br>(2) 提供する訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。<br>・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。<br>・ 必要に応じてサービス提供の方法の修正を行うなど、改善を図っているか。<br>・ 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いること。   | 適  | 否  | 適  | 否  |   |   |
| 11 身分を証明する書類の携行<br>→ 居室条例第19条 予防条例第19条 準用<br>* 身分を明らかにする書類（証書や名札等）を携行しているか。<br>・ 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名は記載されているか。（従業者の職能の記載、写真の貼付があることが望ましい。）<br>・ 初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときはこれを提示する旨従業者に指導しているか。 | 適  | 否  | 適  | 否  | 16 訪問入浴介護の具体的取扱方針<br>→ 居室条例第54条 予防条例第59条<br>(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。<br>・ 訪問時に至身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清しき」又は「部分浴」を実施しているか。<br>(2) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点等）について理解しやすいように説明を行っているか。<br>(3) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。<br>・ 常に新しい技術を習得するために研修を行っているか。<br>(4) 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者として行うか。<br>・ 介護予防サービスの場合には、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としているか。<br>・ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。<br>(5) 身体に接触する設備、器具類は、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。<br>・ 浴槽など身体に直に接触する設備・器具類は、利用者ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。<br>・ 皮膚に直に接するタオル等は、利用者ごとに取り替えるか、個人専用のものにしていくか。<br>・ 消毒方法等についてマニュアルが作成され、従業者への周知は十分になされているか。<br>(6) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当職等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。 | 適  | 否  | 適  | 否  | 適 | 否 |
| 12 サービス提供の記録<br>→ 居室条例第20条 予防条例第20条 準用<br>(1) 提供日、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。<br>(2) 利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供しているか。  | 適  | 否  | 適  | 否  | 13 利用料等の受領<br>→ 居室条例第52条 予防条例第52条<br>〔法定代理受領サービスに該当する場合〕<br>(1) 1割相当額の支払いを受けているか。<br>〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕<br>(2) 10割相当額の支払いを受けているか。<br>・ 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。<br>〔その他の費用の支払いを受けている場合は〕<br>(3) 下記の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。<br>①通常の事業の実施地域以外の地域の居室において訪問入浴介護を行う場合の交通費<br>②利用者の選定により提供される特別な浴槽水等にかかる費用<br>(4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。<br>(5) 利用料等の支払いを受けた郡度、領収証を交付しているか。<br>(6) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。<br>* 課税の対象外に消費税を賦課していないか。<br>（上記(3)①②については課税となる）  | 適  | 否  | 適  | 否  | 適 | 否 |
| 14 保険給付のための証明書の交付<br>→ 居室条例第22条 予防条例第22条 準用<br>〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕<br>* サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。  | 適  | 否  | 適  | 否  | 14 保険給付のための証明書の交付<br>→ 居室条例第22条 予防条例第22条 準用<br>〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕<br>* サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交付しているか。  | 適  | 否  | 適  | 否  |   |   |

| 確認事項   | 項目 | 確認 | 項目 | 確認 | 確認事項   | 項目 | 確認 | 項目 | 確認 |   |   |   |   |
|--|----|----|----|----|--|----|----|----|----|---|---|---|---|
| 15 訪問入浴介護の基本取扱方針<br>→ 居室条例第53条 予防条例第58条<br>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。<br>(2) 提供する訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。<br>・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。<br>・ 必要に応じてサービス提供の方法の修正を行うなど、改善を図っているか。<br>・ 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いること。 | 適  | 否  | 適  | 否  | 16 訪問入浴介護の具体的取扱方針<br>→ 居室条例第54条 予防条例第59条<br>(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。<br>・ 訪問時に至身入浴が困難な場合は、利用者の希望により「清しき」又は「部分浴」を実施しているか。<br>(2) 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点等）について理解しやすいように説明を行っているか。<br>(3) 介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。<br>・ 常に新しい技術を習得するために研修を行っているか。<br>(4) 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者として行うか。<br>・ 介護予防サービスの場合には、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人をサービスの提供の責任者としているか。<br>・ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。<br>(5) 身体に接触する設備、器具類は、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。<br>・ 浴槽など身体に直に接触する設備・器具類は、利用者ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行っているか。<br>・ 皮膚に直に接するタオル等は、利用者ごとに取り替えるか、個人専用のものにしていくか。<br>・ 消毒方法等についてマニュアルが作成され、従業者への周知は十分になされているか。<br>(6) 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当職等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。 | 適  | 否  | 適  | 否  | 適 | 否 | 適 | 否 |

| 確認事項   | 適 | 否 | 【詳細欄の欄外】 説明・記録欄  |
|--|---|---|--|
| <b>17 利用者に関する市町村への通知</b><br><b>→ 居宅条例第27条 予防条例第24条 準用</b><br>* 訪問入浴を受けている利用者が、次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。<br>① 正当な理由なしに訪問入浴の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと思われるか。<br>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。  | 適 | 否 | ・市町村に送付した通知に係る記録   |
| <b>18 緊急時等の対応</b><br><b>→ 居宅条例第55条 予防条例第53条</b><br>* 利用者に病状の急変が生じた場合等に、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。<br>・ 協力医療機関は通常の事業の実施地域内にあるか。<br>・ 緊急時に円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。   | 適 | 否 | ・ 運営規程<br>・ 緊急時対応マニュアル<br>・ 取り決め書  |
| <b>19 管理者の責務</b><br><b>→ 居宅条例第56条 予防条例第54条</b><br>(1) 管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。<br>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。   | 適 | 否 | ・ 組織図<br>・ 業務日誌等   |
| <b>20 運営規程</b><br><b>→ 居宅条例第57条 予防条例第55条</b><br>* 運営規程に次の①～⑧が記載されているか。<br>① 事業の目的及び運営の方針<br>・ 介護予防サービスを実施している場合は、介護予防サービスについて目的及び運営の方針が規定されているか。<br>② 従業者の職種、員数及び職務の内容<br>③ 営業日及び営業時間<br>④ 訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額<br>⑤ 通常の事業の実施地域<br>⑥ サービスの利用に当たっての留意事項<br>⑦ 緊急時等における対応方法<br>⑧ その他運営に関する重要事項<br>* 運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。                | 適 | 否 | ・ 運営規程<br>・ 重要事項説明書  |
| <b>21 勤務体制の確保等</b><br><b>→ 居宅条例第32条 予防条例第29条 準用</b><br>(1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。(勤務計画が作成されているか。)<br>・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、業務関係等を明確にしているか。<br>(2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。<br>(3) 従業者の資質の向上のため、(事業所内)研修等を実施しているか。研修機関が実施する各種研修への参加の機会を確保しているか。<br>(4) (3)の研修には高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえた内容を含めること。 | 適 | 否 | ・ 就業規則<br>・ 雇用契約書<br>・ 勤務計画<br>・ 勤務表<br>・ 訪問入浴介護記録<br>・ 研修計画<br>・ 研修会資料<br>→ 【県解駅通知<br>第二-2-(4)<br>第二-1-(4)準用<br>第三-2-(4)<br>第一-3-1-(2)準用】 |

| 確認事項  | 適 | 否 | 【詳細欄の欄外】 説明・記録欄  |
|---|---|---|--|
| <b>22 衛生管理等</b><br><b>→ 居宅条例第33条 予防条例第30条 準用</b><br>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、管理を行っているか。<br>・ 感染を予防するための備品等を備えているか。<br>(使用捨て手袋、手指消毒設備等)<br>(2) 浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。(設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態)   | 適 | 否 | ・ 健康診断の記録<br>・ 衛生マニュアル<br>・ 支出関係証拠書類                                   |
| <b>23 掲示</b><br><b>→ 居宅条例第34条 予防条例第31条 準用</b><br>* 重要事項を見やすい場所に掲示しているか。<br>* 掲示事項はすべて掲示されているか。<br>① 運営規程の概要<br>② 従業者の勤務の体制<br>③ 苦情に対する措置の概要<br>④ 利用料及びその他費用の額<br>* 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。   | 適 | 否 | ・ 重要事項説明書<br>・ 運営規程  |
| <b>24 秘密保持等</b><br><b>→ 居宅条例第35条 予防条例第32条 準用</b><br>(1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措置を講じているか。<br>・ 利用者の個人情報記録の保管方法は適切か。<br>(2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。(例えば、従業者の雇用時等に取決めなどの措置を行っているか。)<br>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。          | 適 | 否 | ・ 就業規則 (職務)<br>・ 個人情報記録の保管場所<br>・ 従業者の雇用時等の取り決め<br>・ 個人情報の同意書 (利用者、家族) |
| <b>25 広告</b><br><b>→ 居宅条例第36条 予防条例第33条 準用</b><br>* 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。<br>* 広告の内容が、事業所の概要や運営規程と異なる点はないか。  | 適 | 否 | ・ 広告<br>・ パンフレット<br>・ ポスター   |
| <b>26 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止</b><br><b>→ 居宅条例第37条 予防条例第34条 準用</b><br>* 居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与していないか。<br>* 居宅介護(介護予防)支援事業者又はその家族に適切に説明しているか。  | 適 | 否 | ・ 苦情を処理するため<br>に講ずる措置の概要<br>・ 重要事項説明書<br>・ 掲示<br>・ 苦情記録                |
| <b>27 苦情処理</b><br><b>→ 居宅条例第38条 予防条例第35条 準用</b><br>(1) 苦情を受け付けるための窓口があるか。<br>・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等が定められているか。<br>・ 苦情に対する措置の概要について重要事項説明書に記載することにも事業所に掲示しているか。<br>・ 利用申込者又はその家族に適切に説明しているか。<br>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。<br>・ 苦情に対して速やかに対応しているか。<br>・ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適 | 否 | ・ 苦情を処理するため<br>に講ずる措置の概要<br>・ 重要事項説明書<br>・ 掲示<br>・ 苦情記録                |

| 確認事項   | 適 | 否 | 【詳細の欄】 類別・記録  |
|--|---|---|---|
| (3) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要ない改善を行っているか。   | 適 | 否 |   |
| (4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。   | 適 | 否 |   |
| (5) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要ない改善を行っているか。   | 適 | 否 |   |
| (6) 国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善内容を国保連に報告しているか。   | 適 | 否 |   |
| <b>28 地域との連携</b> → 居宅条例第39条 予防条例第36条 準用<br>(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。<br>(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。  | 適 | 否 |   |
| <b>29 事故発生時の対応</b> → 居宅条例第40条 予防条例第37条 準用<br>(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制を整えられているか。<br>・ 事故発生時の対応方法が定められているか。<br>・ 損害賠償保険に加入しているか。（又は賠償責力を有するか。）<br>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。<br>・ 県の指針に基づき、市町村に加え県（所管県民局）へ報告しているか。<br>・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡体制図</li> <li>・ フェイスシート</li> <li>・ 対応マニュアル</li> <li>・ 保険証書</li> <li>・ 事故記録</li> </ul>   |
| (3) 賠償すべき事故が生じた場合に、速やかに損害賠償を行っているか。  | 適 | 否 |   |
| <b>30 会計の区分</b> → 居宅条例第41条 予防条例第38条 準用<br>* 事業所ごとの経理を区分しているか。<br>（訪問入浴事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。）  | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計関係書類</li> </ul>  |
| <b>31 記録の整備</b> → 居宅条例第58条 予防条例第56条<br>(1) 従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を根拠法令（労働法令、税法、会社法等）等に基づき整備しているか。<br>(2) 利用者に対する訪問入浴介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。<br>①提供した具体的なサービスの内容等の記録<br>②市町村への通知に係る記録<br>③苦情の内容等の記録<br>④事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録                            | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者に関する書類</li> <li>・ 設備、備品台帳</li> <li>・ 会計関係書類</li> <li>→ 【県解通知】<br/>第二-2-(3)<br/>→ 第二-1-(5) 参照<br/>第三-2-(1)<br/>→ 第三-1-(3) 参照】</li> <li>・ 実施記録</li> <li>・ 苦情記録</li> <li>・ 事故記録</li> </ul> |

| 確認事項   | 適 | 否 | 【詳細の欄】 類別・記録   |
|--|---|---|--|
| <b>第5 変更の届出等</b>   |   |   | 介護保険法第75条<br>同法施行規則第131条   |
| * 変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されているか。<br>・ 事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。<br>・ 管理者は届け出ている者と一致しているか。<br>・ 運営規程は届け出ているものと一致しているか。<br>・ 変更の届出は変更後10日以内に行っているか。   | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書類の控</li> <li>・ 平面図</li> <li>・ 従業者の勤務一覧表</li> <li>・ 運営規程</li> </ul> |
| <b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b>  |   |   |  |
| <b>1 基本的事項</b><br>(1) 所定単位数（割引の届出があればその額）により算定されているか。<br>(2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、報酬告示別表に定める単位数を乗じて算定されているか。<br>（事業所所在地が岡山市以外＝その他地域、1単位＝10円）<br>※参考（岡山市内＝6級地、1単位＝10.21円）<br>(3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 | 適 | 否 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費請求書及び明細書</li> <li>【青P154】</li> </ul>                             |
| * [基本単位数及び加算については、介護報酬編により自己点検]  | 適 | 否 |  |
| <b>第7 業務管理体制の整備等</b>   |   |   | 介護保険法第115条の32  |
| (1) 業務管理体制届出書を提出しているか。   | 適 | 否 | 【赤P1279～】  |
| (2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届出を行っているか。   | 適 | 否 |  |
| (3) 法令遵守責任者等、届出の内容が従業者に周知されているか。   | 適 | 否 |  |
| <b>第8 介護サービス情報の公表</b>  |   |   | 介護保険法第115条の35  |
| (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。  | 適 | 否 | 【緑P1093～】  |
| (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。  | 適 | 否 |  |
| (3) 公表内容は、サービス提供の実態と乖離していないか   | 適 | 否 |  |



| 届出状況 | 点検項目                       | 点検事項  | 点検結果                             | 確認書類              | 介護報酬の解釈の頁                        |                         |
|------|----------------------------|---|----------------------------------|-------------------|----------------------------------|-------------------------|
|      |                            |   |                                  |                   | 介護                               | 介護予防                    |
|      | 特別地域加算（共通）                 | 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在   | <input type="checkbox"/> 該当      |                   | 緑P718 平24告120<br>青P208注5         | 青P960注5                 |
|      | 中山間地域等における小規模事業所加算（共通）     | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在  | <input type="checkbox"/> 該当      |                   | 緑P727 平21告83・一<br>青P208注6        | 青P960注6                 |
|      | 介護                         | 利用者への説明、同意  | <input type="checkbox"/> あり      |                   | 青P209第2の3(5)                     | 同左                      |
|      | 介護                         | 1月当たりの延訪問回数が20回以下   | <input type="checkbox"/> 該当      | サービス提供票           | 緑P656 平24告97・四                   |                         |
|      | 介護予防                       | 1月当たりの延訪問回数が5回以下  | <input type="checkbox"/> 該当      | 介護予防サービス計画        |                                  | 緑P680 平24告97・七十二        |
|      | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（共通） | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住  | <input type="checkbox"/> 該当      | 利用者の基本情報          | 緑P727 平21告83・二<br>緑P18 Q7・P19 Q9 |                         |
|      |                            | 通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供   | <input type="checkbox"/> 合致      | 運営規程              | 青P208注7<br>青P209第2の3(6)          | 青P960注7<br>青P961第2の3(6) |
|      |                            | 交通費の支払い   | <input type="checkbox"/> なし      | 領収証               |                                  |                         |
|      | サービス提供体制強化加算（共通）           | 1 研修計画の作成、実施  | <input type="checkbox"/> あり      | 研修計画書（事業計画書）      | 青P210イ<br>青P211①<br>緑P13 Q5      | 青P962イ<br>青P963①        |
|      |                            | 2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催   | <input type="checkbox"/> 定期的に実施  | 会議記録              | 青P210ロ<br>青P211②                 | 青P962ロ<br>青P963②        |
|      |                            | 3 定期的な健康診断の実施<br>※ 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施   | <input type="checkbox"/> 全員に実施   | 健診受診記録等           | 青P210ハ<br>青P211③<br>緑P14Q6       | 青P962ハ<br>青P963③        |
|      |                            | 4 介護福祉士等の状況（前年度（3月）を除く）<br>イ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が3割以上<br>ロ 介護職員の総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が5割以上   | <input type="checkbox"/> いずれか満たす | 職員台帳（履歴書）<br>資格証等 | 青P210ニ<br>青P211④～⑥               | 青P962ニ<br>青P963④～⑥      |
|      |                            | 5 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持しており、その割合について毎月記録しているか。 | <input type="checkbox"/> 適合      | 割合についての毎月の記録      | 緑P15 Q11                         |                         |

102 訪問入浴介護費（2/4）

| 届出状況 | 点検項目                | 点検事項   | 点検結果                         | 確認書類  | 介護報酬の解釈の頁                 |                           |
|------|---------------------|--|------------------------------|---|---------------------------|---------------------------|
|      |                     |  |                              |   | 介護                        | 介護予防                      |
|      | サービス種類相互の算定関係（介護）   | 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。 | <input type="checkbox"/> なし  | サービス提供票   | 青P208注8                   |                           |
|      | サービス種類相互の算定関係（介護予防） | 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない                                  | <input type="checkbox"/> なし  |   |                           | 青P960注8                   |
|      | 処遇改善加算（Ⅰ）           | (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額（※）を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。    | <input type="checkbox"/> 満たす | 処遇改善加算計画書、<br>処遇改善加算届出書、<br>キャリアパス要件届出書、<br>その他添付書類 | 青P210ハ(1)<br>青P211第2の3(8) | 青P964ハ(1)<br>青P964第2の3(8) |
|      |                     | (2) 当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、県に届け出ていること。      | <input type="checkbox"/> 満たす |   |                           |                           |
|      |                     | (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。  | <input type="checkbox"/> 満たす |   |                           |                           |
|      |                     | (4) 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告すること。   | <input type="checkbox"/> 満たす |   |                           |                           |
|      |                     | (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。                     | <input type="checkbox"/> 満たす |   |                           |                           |
|      |                     | (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。  | <input type="checkbox"/> 満たす |   |                           |                           |

